

## 八王子市ショートステイ養育協力家庭事業実施要綱

### (目的)

第1条 八王子市(以下「市」という。)が子どもを一定期間宿泊で預かる事業(以下「事業」という。)を実施することにより、地域における子どもと家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (事業の種類)

第2条 市の行う事業は、ショートステイ事業とし、次の趣旨の下で実施する。

2 ショートステイ事業は、保護者の疾病その他の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、当該児童を市長の指定する「養育協力家庭」において、宿泊をとめない短期的に養育することで子育て家庭を支援する。

### (実施主体)

第3条 この事業の実施主体は市とし、事業の運営を市長が認定した養育協力家庭に委託して行う。

### (養育協力家庭)

第4条 養育協力家庭とは、市長の委託を受けて、子どもを一定期間宿泊で預かる事業を行う家庭をいう。

2 養育協力家庭は、本事業の主たる実施者が次に掲げる要件を満たすものでなければならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(1)八王子市内に住民基本台帳に登録があり、当該実施場所に居住していること。

(2)年齢が満25歳以上であること。

(3)次のいずれかに該当し、市が実施する研修を修了したものであること。

ア 東京都児童福祉法施行細則(昭和41年都規則第169号)第15条の規定による東京都里親制度における里親登録または経験のある者

イ 看護師、保育士、教員等子どもに関わる資格を有する者

ウ その他市長が適任と認めた者

(4)申請者又は同居家族が次のいずれかにも該当しないこと

ア 成年被後見人又は被保佐人(同居人にあつては除く)

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)その他国民の福祉に

関する法律、政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ 児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第 2 条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

- (5) 18 歳以上の健全な同居家族（親族）を有すること。
- (6) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の定めに従うほか、住居の広さは、居室が 2 室 12 畳以上で、家族構成員に応じて適切な広さを有すること。
- (7) 火災警報器を設置するとともに、避難訓練を実施すること。
- (8) 自宅が借家の場合は、家主の承諾を得ていること。集合住宅の場合は、管理組合等の許可があること。
- (9) 同居する家族が児童の受託について十分な理解を有すること。
- (10) 児童の福祉向上に理解と熱意を有するものであること。

3 市長は、養育協力家庭を希望する者は、養育協力家庭認定登録申請書（第 1 号様式）によるものとする。

4 市長は、前項の申請があった者について、同条二項の要件について審査した上で市が実施する研修を受講修了後適当と認めるときは、その結果を当該申込者に対して養育協力家庭認定（認定・否認定）通知書（第 2 号様式）により通知する。

5 市長は、養育協力家庭から辞退の申出（第 3 号様式）があったとき又は養育協力家庭として不適当と認められる事情が生じた場合は、認定を解除することができる。

（対象者）

第 5 条 養育の対象者は、八王子市内に住民基本台帳に登録している満 1 歳以上 12 歳以下の児童（中学生を除く。）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（利用の要件）

第 6 条 市長は、保護者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、他に養育する者がいないときに事業の利用を認める。

- (1) 疾病、出産、けが等により入院、加療、療養を要するとき。
- (2) 親族の疾病等によりその看護及び介護に当たるとき。
- (3) 事故、災害にあったとき。
- (4) 冠婚葬祭、公的行事等への参加のため不在となる時。
- (5) 仕事で出張するとき。
- (6) 就業のため、帰宅が夜間にわたるとき。
- (7) 育児疲れ、慢性病疾患の看病疲れ、育児不安等があるとき。

(8)その他市長が特に必要と認めたとき。

(サービスの内容)

第7条 養育協力家庭が行うサービスの内容は、次に掲げるものとする。

- (1)食事の提供及び身の回りの世話
- (2)学習の援助及び遊びの指導
- (3)その他市長が特に必要であると認めたこと。

(定員及び期間)

第8条 利用の定員及び期間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、これを超えることができる。

(利用の申請)

第9条 利用を希望する保護者は、事前に市長に申請しなければならない。ただし、緊急やむを得ないと認められるときは、この限りではない。

2 前項ただし書の場合において、保護者は、後日速やかに所定の手続を行うものとする。

(利用の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、養育協力家庭の利用を拒むことができる。

- (1)児童が感染症の疾病に罹患していること、その他の疾患等を有していることにより、集団生活に適さないと認められるとき又は養育協力家庭内で感染症が発生し、利用に適さないと認められるとき。
- (2)定員を超えたとき。
- (3)保育上支障があるとき。
- (4)前各号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めたとき。

(利用の承認)

第11条 市長は利用の申請を受けたときは、第5条に規定する要件を審査の上、利用の可否を決定し、その旨を保護者に通知する。

なお、ひとり親家庭や低所得世帯(生活保護世帯、住民税非課税世帯)、保護者が障害を有する家庭、本事業の利用が児童虐待防止に効果的と考えられる家庭など、特に本事業の利用が必要と考えられる家庭から利用の申請があった場合には、優先的に取り扱うことができる。

2 市長は、前項の規定により利用の承認をしたときは、その旨を通知する。

(利用承認の取消し)

第 12 条 市長は、利用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1)申請時の内容に重大な虚偽が発見されたとき。
- (2)児童又はその保護者が利用目的に反する行為をしたとき。
- (3)児童又はその保護者が養育協力家庭の指示に従わないとき。
- (4)災害その他の事由により養育協力家庭宅が利用できなくなったとき。
- (5)その他市長が取り消すことが妥当と判断したとき。

(費用の実費負担)

第 13 条 保護者は、事業のサービスを受けるに当たり、別表第 2 に定める額を負担しなければならない。ただし、その費用負担が困難であると市長が認めた者については、その額を減額又は免除することができる。

2 前項の費用は、利用前日までに養育協力家庭に支払うものとする。ただし、緊急・その他やむを得ない事情があると市長が認めた場合はこの限りではない。

(損害の賠償)

第 14 条 利用者は、養育協力家庭の建物及びその附属設備等を滅失又は毀損したときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(報告・検査等)

第 15 条 市長は、第一条の基準を維持するため、養育協力家庭に対し、施設の利用状況、事業の運営状況等について報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは事業実施場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年（2024 年）5 月 1 日から施行する。

別表 1（第 8 条関係）

サービス内容	1 日の定員	サービス時間	1 か月の利用期間
ショートステイ	（全養育協力家庭 で）3 人 原則 1 家 庭 1 人	24 時間	7 日以内

別表 2（第 13 条関係）

サービス内容	単位	金額
ショートステイ	1 人 1 泊 2 日	6,800 円